

一 般 質 問 通 告 書

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第62条第2項の規定により通告します。

平成31年2月15日
東村山市議会議長 あて

議席番号 18番
質問者 石橋 博

記

1、 「2学期制の成果を生かした3学期制」について

より一層、児童生徒一人一人を大切にす教育を充実推進するため、各校の創意工夫により2学期制のメリットを最大限活用し、10年間、2学期制が実施されてきた。

しかし、東村山市立学校の管理運営に関する規則が改正され、平成29年4月から3学期制が実施されている。改正、実施されてから2年経過した。平成29年9月議会でも質問した「2学期制の成果を生かした3学期制へ」をもとに以下教育長に伺います。

- (1) 東村山市立学校の管理運営に関する規則が再改正され、約2年が経過しました。「2学期制の成果を生かした3学期制」についてどのように評価されているのか、伺います。
- (2) 東村山市立学校の管理運営に関する規則第2章第3条の2の2をよりどころとする等、各校は工夫されていると思いますが、各校では授業時数をどのように確保されたのでしょうか。
- (3) 土曜日授業を行うことと「土曜子ども講座」の関連を教育委員会としてどのように考えられたのでしょうか。
- (4) 長期休業期間を利用した補充・発展的な学習はどのように行われたのでしょうか。
- (5) 3学期の評価・評定はどのように行われたのでしょうか。
- (6) 「2学期制の成果を生かした3学期制」の検証予定を伺います。
- (7) 「2学期制の成果を生かした3学期制」の評価を保護者にはどのように伝えたのでしょうか、伺います。

2、市立小中学校の教職員増は考えられないでしょうか。

平成29年4月に義務標準法が改正され、平成29年度～38年度の10年間で、平成28年度約6万4千人の加配定数約3割を基礎定数化するとの報道があった。これにより、小学校における専科指導等に必要な教職員定数を充実する等とのことでした。

児童生徒一人一人に基礎学力の定着を図るためにも、児童生徒一人一人をしっかりと理解し、支援・指導するためにも、いじめの早期発見等生活指導の問題解決のためにも、人的措置が必要であると考えます。とりわけ、教職員増の必要性を強く感じます。そこで、以下質問いたします。

- (1) 東村山市立各小学校における専科指導等に必要な教職員の配置状況はどのようになっているのでしょうか、伺います。

- (2) 小学校2年生35人学級、中学校1年生35人学級として、教職員が加配されています。義務標準法の改正により、平成30年度に定数化されたのでしょうか、また、定数化の見通しについて伺います。

- (3) 平成30年度、教職員の加配方法については、学級規模の縮小、少人数指導、チームティーチングから各校が選択することになっているようですが、全ての小中学校に教職員が加配されたのでしょうか、伺います。

- (4) 平成30年度、教職員の加配方法に学級規模の縮小を選択した学校数と学級規模の縮小を行った学年について伺います。

- (5) 平成30年度、教職員の加配方法に、少人数指導を選択した小学校数と少人数指導が実施されている教科について伺います。

- (6) 平成31年度の教職員定数と政策目的や各校が個々に抱える課題等を踏まえて配置される教職員数を伺います。

- (7) 今後の教職員定数増の見通しについて伺います。